

## 4 孤立可能性集落対策について

(栃木県)

令和6年能登半島地震では、道路の通行止めにより33地区最大3,345人が支援を受けられない孤立状態に陥ったため、孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

こういった状況は、中山間地域等をかかえる都道府県であればどこでも発生しうるものであり、災害発生時に孤立する可能性のある集落を平時から把握し、救助を想定した訓練等を実施するとともに、万が一孤立した際の迅速な救助のために集落内のヘリコプターの臨時離発着場や情報通信機器の整備、物資等の備蓄強化や輸送手段の確保などを推進する必要がある。

国は、孤立可能性集落を把握するため、令和7年度に全国的な調査を実施することとしているが、前回調査から10年程度が経過し、中山間地域等における過疎化や高齢化の一層の進行が想定されることから、調査において把握した集落の実態に基づく備えの強化を速やかに行う必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国が実施する孤立可能性集落の実態把握のための調査結果を踏まえ、自治体が行う孤立可能性集落対策に必要な費用に対し、財政措置を講じること。